

市営住宅改修工事等に伴う空部屋の一時使用許可の取扱いについて

浜松市営住宅における改修工事等に伴い、敷地が狭いことや、駐車場の空きがない等の理由で、現場事務所を設置することが困難な場合、工事を安全・円滑に行うために、空部屋を工事現場事務所として一時的に使用許可することについて、下記により取り扱う。

記

1 工事施工業者の一時的な使用について

(1) 使用許可期間は、工事の期間内とする。ただし、やむをえない理由により許可期限の延長の申し出があった場合は、延長を許可することができる。

(2) 使用する空部屋は、次のとおりとする。

過去に入居者が室内で死亡していたこと等により入居者募集を停止している空部屋（この場合、使用期間が終了した後は、入居者募集を開始していく。）

建替え予定又は老朽化等により、政策的に入居者募集を停止している空部屋
未修繕等の理由により次期募集までの間、一時的に使用可能な空部屋

(3) 使用料は、全ての団地において月額15,000円（組立式仮設ハウス〔平屋〕の賃料から算出）とし、市が定める日までに納入する。

（収入科目は、一般会計 諸収入・雑入・土木費雑入・その他収入）

なお、1ヶ月未満の使用であっても、日割り計算は行わない。

ただし、工事設計書の積算において、工事現場事務所経費を計上していないことが明らかな場合は、使用料の徴収を免除することができる。

(4) 空部屋使用にあたっては、室内の床・壁等に養生を行い、土足で室内に入らないこととし、室内での喫煙は禁止とする。また、使用にあたり、破損・汚損した箇所は、申請者の負担で修繕等を行う。

2 受入れ団地

全ての団地を対象とする。また、現状使用とし、使用にあたって特別に修繕は行わない。

補 則

市営住宅使用にあたって、申請者は市営住宅の空部屋使用許可申請書（様式第1号）を市へ提出する。

市は、行政上、管理上支障がないと認めた場合、市営住宅の空部屋使用許可書（様式第2号）を申請者へ発行する。

申請者がやむをえない理由により、使用期間の延長を申し出る場合は、市営住宅の空部屋使用期間変更許可申請書（様式第3号）を市へ提出する。

市は、行政上、管理上支障がないと認めた場合、市営住宅の空部屋使用期間変更許可

書（様式第4号）を申請者へ発行する。

申請者は、使用期間終了後、7日以内に市営住宅明渡届（様式第5号）とともに、使用前後の室内の写真を市に提出する。

市は、申請者の責務において原状回復すべき部分の確認をするため、申請人へ日時を定めて、明渡しされる住宅について、現地立会いを求める。

両者による現地立会いにおいて、市は明渡しの際に申請者の責務において必要となる修繕等の処置の有無について確認する。

現地立会い確認の結果、申請者の責務において修繕等の処置が必要となる場合、申請者は、市が定める期限までに修繕を完了し、市へ報告するとともに鍵を返還する。

また、修繕等の処置の必要が無い場合は、市へ鍵を返還する。

この他、市長が必要と認める場合、市は申請者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

附 則

この取扱いは平成25年10月1日から施行する。

様式第1号

平成 年 月 日

(あて先)浜松市長

住所又は所在地
申請者
氏名又は名称

市営住宅の空部屋使用許可申請書

次のとおり市営住宅の空部屋を使用したいので申請します。

1 使用場所

2 使用目的

3 使用期間

4 連絡先

様式第2号

浜松市指令 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

市営住宅の空部屋使用許可書

平成 年 月 日付けで申請のあった市営住宅の空部屋使用については、下記のとおり条件を付して許可します。

記

使用場所	市営住宅 団地 棟 号室
使用目的	
使用許可日	平成 年 月 日
使用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
使用料	

(使用許可条件)

- 1 市の行政目的又は用途を妨げ又は妨げるおそれのある行為をしないこと。
- 2 使用にあたっては、室内の床・壁等に養生を行い、土足で室内に入らないこと。また、室内での喫煙は禁止とする。
- 3 使用者が破損・汚損した箇所は、使用者の負担で修繕を行うこと。
- 4 使用により市又は他人に損害を与えたときは使用者が責任をもって損害賠償すること。
- 5 他に転貸し又は許可された使用目的以外の用途に供しないこと。
- 6 市長の許可を受けないで原状を変更しないこと。
- 7 許可条件に違反する行為があると認めるときはこの許可を取消す。
- 8 使用許可を取消されたときは直ちに原状回復し市長に使用物件を返還すること。
- 9 使用許可が取消された場合には、使用者はこれによって生じた損失につきその補償を求められないこと。
- 10 やむをえない理由により、使用期間の延長を希望する場合は、事前に市へ相談すること。
- 11 使用期間終了後、7日以内に市営住宅明渡届とともに、使用前後の室内の写真を市に提出すること。

様式第3号

平成 年 月 日

(あて先)浜松市長

住所又は所在地
申請者
氏名又は名称
電話番号
連絡先 氏名
電話番号

市営住宅の空部屋使用期間変更許可申請書

平成 年 月 日付け浜松市指令 第 号で使用許可を受けた市営住宅について、下記のとおり使用期間の変更（延長）許可を受けたいので申請します。

記

使用場所	市営住宅 団地 棟 号室
使用許可期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
申請（変更）期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
申請理由	
使用料	市の指定する額

様式第4号

浜松市指令 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

市営住宅の空部屋使用期間変更許可書

平成 年 月 日付けで申請のあった使用期間の変更（延長）については、下記のとおり条件を付して許可します。

記

使用期間の変更をおこなう使用許可書	平成 年 月 日付け 浜松市指令 第 号
使用場所	市営住宅 団地 棟 号室
使用期間(変更前)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
使用期間(変更後)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
使用料	

(変更許可条件)

- 1 使用期間及び使用料を除く全ての条件は、平成 年 月 日付け 浜松市指令 第 号の許可書による。

様式第5号

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所
届出者 氏名又は名称
電話番号

市営住宅明渡届 (市営住宅の空部屋使用関係)

下記のとおり市営住宅を明け渡しますので、届け出ます。

記

使用場所	市営住宅	団地	棟	号室
明渡年月日	平成	年	月	日

使用期間終了後、7日以内に使用前後の室内の写真を添付し、提出すること。